

業務委託契約書(案)

1. 委託業務の名称 議会庁舎自動制御設備等保守点検業務
2. 履行場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号(県議会庁舎)
3. 履行期間 自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日
4. 契約金額 円
〔うち取引に係る消費税 円
及び地方消費税の額〕
5. 契約保証金 沖縄県財務規則第101条の規定による

上記の委託業務について、委託者及び受託者は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
職・氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

受託者 住 所
称号又は名称
氏 名

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって議会庁舎自動制御設備等保守点検業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

2 別紙仕様書に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者が協議して定める。ただし、軽微なものについては委託者の指示に従うものとする。

(業務責任者、業務工程表)

第2条 受託者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者を定め 委託者に通知するものとする。

2 受託者は、契約締結後、速やかに業務工程表を作成し、委託者に提出してその承諾を受けなければならない。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第3条 受託者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、この契約の履行について、契約の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、この契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は代行させてはならない。

3 受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は代行させようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を委託者に提出するとともに、事前に書面による委託者の承認を受けなければならない。

4 受託者は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が委託者に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

5 受託者が第1項から第3項に違反したときは、委託者は本契約を解除することができる。これにより受託者又は受託者が業務の一部を委任し、又は代

行させた第三者に発生した損害については、委託者は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の調査報告)

第5条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議して決める。

(損害賠償)

第7条 受託者は、委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 受託者は、本契約に違反したことにより委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

4 受託者は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその賠償をしなければならない。

(業務部分完了報告及び検査)

第8条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（成果報告書）及び仕様書に定める書類等を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書（成果報告書）及び仕様書に定める書類等を受領したときは直ちに検査を行わなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 受託者は、前条第2項の規定による検査が終了したときは、委託者に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内

に支払うものとする。

3 この契約の契約金額の支払いは、次のとおりとする。

年 額	円
月 額	円

(委託者の解除権)

第 10 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が正当な理由なく解除を申し出たとき。
- (2) 受託者の責に帰すべき事由により委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第 3 条から第 5 条までの規定に違反したとき。
- (4) その他、受託者の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 業務実施年度において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。

2 受託者は、前項第1号から第5号の規定によりこの契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、委託者の指定する期限までに委託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第11条 委託者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、受託者が損害を受けたとき、委託者はその損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第12条 受託者は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第6条に基づく業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者が契約に違反し、その違反により、業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合は前条第2項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務の執行に際して、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(完了報告)

第14条 受託者は、委託業務がすべて終了したときは、速やかに業務完了報告書(成果報告書)を委託者に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、法令に従うほか、委託者と受託者が協議して定める。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第16条 受託者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 17 条 受託者は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 受託者は、前項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかななければならない。